



# 会 議 録

会議の名称	第4回上尾市多文化共生推進計画策定委員会 (第6回上尾市多文化共生推進計画庁内検討会議を同時開催)		
開催日時	令和3年6月4日(金)		
開催場所	オンライン会議		
議長(委員長・会長)氏名	聖学院大学基礎総合教育部長 岡村佳代		
出席者(委員)氏名	(上尾市多文化共生推進計画策定委員) 岡村佳代、関本正弘、龍前進、八木文子、内山昌樹、萩原聖彦、入野麻希、石川孝之 (上尾市多文化共生推進計画庁内検討会議) 新井美里、渡邊千春、金田遼、須田範子、荒井怜央、鈴木康仁、安藤千明		
欠席者(委員)氏名	(上尾市多文化共生推進計画策定委員) 栗田尚、甕明子カテリーナ (上尾市多文化共生推進計画庁内検討会議) 杉崎亮		
事務局(庶務担当)	市民生活部市民協働推進課	課長	堀部 弘幸
	市民生活部市民協働推進課	主幹	金子 徹
	市民生活部市民協働推進課	主事	平田 優子
	市民生活部市民協働推進課	主事	渡部 晴香
会 議 事 項	1 議 題	2 会 議 結 果	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 前回の振り返り</li> <li>② 基本理念</li> <li>③ 具体的な施策                             <ul style="list-style-type: none"> <li>1 安心して暮らせるまち                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>1-1 コミュニケーション支援</li> <li>1-2 生活支援</li> <li>1-3 災害への備え</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	説明と質疑応答	
議 事 の 経 過	別紙のとおり	傍聴者数	1 名
会 議 資 料	別紙のとおり		
<p>議事のでん末・概要に相違なきことを証するため、ここに署名する。</p> <p style="text-align: center;">令和3年 7 月 2 日</p> <p style="text-align: right;">             委員長の署名 <u>岡村佳代</u>               議事録署名人 <u>関本正弘</u>  </p>			

## 議事の経過

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
司会 (課長)	<p><b>1 開 会</b></p> <p>「第4回上尾市多文化共生推進計画策定委員会」を開会いたします。司会進行を務めさせていただきます市民協働推進課の堀部でございます。</p> <p>次第に添って進めさせていただきます。</p> <p>本日の会議は、委員の過半数の方の御出席を頂いておりますので、上尾市 多文化共生推進計画策定委員会条例第6条第2項の規定により、有効に成立していることを御報告いたします。</p> <p>今回はオンライン開催であり、皆さまの聞き取りやすさを保つため、発言を行う時以外ではミュートに設定して頂きたく思います。また発言する際はお名前を先に申し上げて下さいますようお願い申し上げます。</p> <p>また、前回の委員会で会議の公開についてご承認いただいておりますので、今回の会議から次第の2にあるとおり、議題に入る前に「会議の公開について」説明させていただきますので、よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、委員会条例第6条第1項の規定によりまして、この後の進行は、岡村委員長にお願い致します。</p>
岡村委員長	<p><b>2 会議の公開について</b></p> <p>それでは、議事の進行を務めさせていただきます。</p> <p>次第の2「会議の公開について」事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局 (平田)	<p>本委員会につきましては、「審議会等の会議の公開に関する指針」に従いまして、前回の委員会において「原則公開」ということで採決されておりますことをご報告させていただきます。</p>
岡村委員長	<p>それでは、事務局に確認します。</p> <p>本日、傍聴を希望される方はいらっしゃいますか。</p>
事務局 (平田)	<p>傍聴者が1名いらっしゃいます。</p>
岡村委員長	<p>ただ今から傍聴者に入場していただきます。</p> <p>事務局は、傍聴者を入場させてください。</p>
事務局 (金子)	<p>ただいま席をはずしています。戻り次第ご報告いたします。先に議事録署名人のご説明をお願いいたします。</p>
岡村委員長	<p>では、議事録署名人についてご説明いたします。議事の正確性を証するため、議事録に署名をお願いしたいと考えております。議事録署名人につきましては、出席委員の中から1名、会長の私より指名させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>

委員	《異議なしの声》
岡村委員長	それでは、本日の会議の議事録署名人は、関本委員にお願いします。
関本委員	はい、承知しました。
事務局 (金子)	傍聴者の方が戻られましたので、入場いたします。 【傍聴者入場】
岡村委員長	議事に入ります前に、傍聴者に傍聴上の留意いただきたいことについて申し上げます。先ほど事務局よりお配りいたしました「傍聴要領」をよくお読みいただき、遵守していただきますようお願いいたします。また、「傍聴要領」に反する行為をした場合は、退場していただくことになる場合がありますのでご留意いただきますようお願いいたします。
岡村委員長	<b>3 議題</b> では、次第の(3)議事に入ります。 はじめに、次第にはございませんが、会議にて使用する資料について事務局よりご確認をお願いします。
事務局 (平田)	お手元の資料の確認をさせていただきます。事前にお配りした資料として「次第」「資料① 基本理念(案)」「資料②—1 多文化共生推進計画体系(案)」A3の「資料②—2 多文化共生推進計画体系(案)」「資料③ 今後の予定」があるかと思えます。資料①はタイトルが「基本方針」とありますが、内容は基本理念となっております。皆さま過不足ございませんでしょうか。確認は以上です。
岡村委員長	ありがとうございました。それでは議事①「前回の振り返り」について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局 (平田)	前回の4月13日の会議では、多文化共生推進計画の体系(案)を基本目標別に区切り、具体的な取り組みについてグループ会議や発表を行っていただきました。討論①の「安心して暮らせるまち」ではSNSの活用や行政文書のやさしい日本語化、年金・医療面で生活困窮となる高齢外国人の想定の実現性を確認しました。討論②「活躍できるまち」では行政からの事業者へ日本語教育の働きかけや、企業の日本語教育支援における他市・他県の事例を把握しました。また討論③「助け合い、発展するまち」で当事者である外国人によるコンテンツの発信の事例や、外国人が転入した時に自治会に繋げるオリエンテーションの実施などのご意見をいただきました。
岡村委員長	ありがとうございました。それでは、次に②基本理念について事務局から説明をお願いします。
事務局	お手元の「資料① 基本理念(案)」をご覧ください。現行の計画の基

(平田)	<p>本理念を継承しつつ、時代の変化・要請を踏まえて、事務局案として「互いを尊重し、共に支え未来を描く多文化共生のまちづくり」を挙げております。資料①の【現行の基本方針】が今の計画の基本理念です。文化的な差異を認め合い、対等な関係で能力を発揮しながら共に生きるという点を継承し、また誰もが安心して暮らせる地域社会・健康で生きがいのある社会の構築を目指す上で不可欠な日本語教育・福祉・社会参画を新たに含め、提案いたしました。</p> <p>なお基本理念につきまして、会議前にご意見の提出が1件ございましたので、この場でお伝えいたします。内山委員より「生活隣人としての外国籍市民を、共に認め、共に理解、共に支え、共に学び、共に生きる～多文化共生推進モデルのまち“あげお”」との案を頂きました。</p>
岡村委員長	<p>内山委員、ご提出された意見についてご説明をお願いします。</p>
内山委員	<p>基本理念のところなので、皆が覚えやすいフレーズが良いと思い「あなたにげんきをおくるまち」のようなキャッチコピーを作ればと考えました。外国人を既に近くに住んでいる隣人としてお互いに認識し合い、全力で多文化共生に取り組んでいくという意気込みを表しました。</p>
事務局 (平田)	<p>頂戴したご意見を踏まえ、次回の会議にて改めて案をお示ししたいと思います。ご意見ありがとうございました。</p>
岡村委員長	<p>他にご質問、ご意見のある方、お願いいたします。</p>
関本委員	<p>背景についての意見でもよろしいでしょうか。</p>
事務局 (平田)	<p>はい、お願いします。</p>
関本委員	<p>背景の最後の文「誰もが解決できる未来の構築を目指します」は難しいのではないのでしょうか。「未来の構築」の部分がわかりにくいので、変えたほうが良いのではないかと思います。</p>
事務局 (平田)	<p>頂戴したご意見を踏まえ、次回の会議にて改めて案をお示ししたいと思います。ご意見ありがとうございました。</p>
岡村委員長	<p>他にご質問、ご意見いかがでしょうか。</p>
事務局 (課長)	<p>無いようでしたら、私から補足をよろしいでしょうか。関本委員のご意見はごもつともだと思えます。わかりやすいものを作っていくことが大切だと思えます。</p> <p>上尾市の総合計画にも将来都市像としてキャッチコピー的に「みんなで作る みんなが輝くまち あげお」を掲げています。次回、皆様の意見を踏まえて案をご提示したいと思います。</p>
岡村委員長	<p>それでは、次に③「具体的な施策」について事務局から説明をお願いします</p>

<p>事務局 (平田)</p>	<p>ます。</p> <p>資料②—1をご覧ください。これは多文化共生推進計画の体系図の施策までを示した一覧です。本日はこの資料の太枠で囲っている部分、「基本目標1 安心して暮らせるまち」の「基本方針1 コミュニケーション支援～3 災害への備え」までの具体的な取り組みを検討していきたいと思えます。基本目標の2から3は次回の会議で確認する予定です。</p>
<p>事務局 (課長)</p>	<p>補足いたします。資料②-1は今考えている今回の計画の体系案でございます。前回もっとボリュームのあるものを皆さまにお示しいたしまして、様々なご意見を頂いたところです。前回のご意見や国の動向などを踏まえた上で事務局でこれくらいのボリューム感が良いのではないかと体系案を作りました。今回は「1 安心して暮らせるまち」の基本方針の3つを皆様に考えていただきたいと思えます。かなり量がありますので、事務局からの説明が長くなるかと思えますが、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>事務局 (平田)</p>	<p>それでは資料②—2をご覧ください。これは先ほど資料②—1で確認した太枠の内容に具体的な取り組みを加えた一覧となっております。具体的な取り組みの中の、背景が白い項目が現行の計画で掲げたもの、背景が緑色の項目が今回の改訂で新規に加えるものです。まず事務局よりいくつかのまとまりに分けて各項目の説明を行いますので、その後に委員の皆さまのご意見をお聞きしたいと思えます。</p> <p>まず「1-1-1 生活に必要な情報の多言語対応」の具体的な取り組みを上から順に確認していきます。</p> <p>「外国人にも分かりやすい広報誌などの作成・充実」においては、広報誌の最後にある多言語化した広報内容の掲載や視覚的に分かりやすい情報の提供など、多言語対応と合わせて継続して取り組む必要があるとして取り入れました。</p> <p>次の「ICTを活用した生活情報の多言語対応及び提供」は、国が策定した「地域における多文化共生推進プラン」の令和2年度の改訂に伴い加えられたICT活用の方向性を反映させております。具体的には多言語翻訳アプリの活用などが挙げられますが、これらICTを積極的に活用していこうというものでございます。</p> <p>次の「ボランティアによる通訳サービスの提供」では、市で登録を進めている通訳・翻訳ボランティアの協力のもと、行政手続きや学校、保健センター、保育所などでの相談・通訳サービスの提供を考えております。</p> <p>次の「多言語（やさしい日本語）化のためのガイドライン作成」は新規で追加するものです。これは日本語を母語としない方に対し、どのように情報を届けるか、必要とする情報を正しく理解してもらうかを考える情報発信者に対するガイドライン作成を指します。昨年行った外国人アンケートや国籍の多様化を踏まえ、行政文書や窓口対応などにおける多言語対応・やさしい日本語の周知・活用を主な内容と想定しております。</p> <p>以上が1-1-1の4項目です。続いて「1-1-2 日本語学習の機</p>

会提供」の具体的な取り組みを確認します。

まず「日本語教室の充実」では、外国人アンケートにて日本語教室の参加機会の拡充を望む意見が多く見られた結果をふまえ、日本語教師と学習者のマッチング方法や、感染症対策を踏まえた開催方法の多様化など、よりアクセス可能な日本語教室の在り方を考えていきます。

次に「日本語講師ボランティアへの支援」です。日本語教室で日本語教師として指導する日本人スタッフに対し、指導力の向上や国や県等からの情報提供などを目的に行います。

新規となる「事業者が実施する日本語教育の支援」においては、雇用している技能実習生や外国人に対して適切な日本語教育を行う企業を支援するものです。外国人労働者の方々の日本語運用力向上だけでなく、雇用者である日本人へのわかりやすい日本語の周知や意識啓発を行います。

以上が1-1-2の3項目です。最後に「1-1-3 相談体制の充実」の具体的な取り組みを確認します。

一つ目の「外国人市民向け相談窓口の充実」では、外国人市民の実態調査によりニーズが認められる言語を把握し、相談対応可能な言語を検討・追加していく内容となっております。市民協働推進課では毎年市内在住の外国人市民の国籍・在留資格等を調べており、これまでも外国人向け広報の更新やベトナム語のハローコーナーニュース作成等、状況に合わせた取り組みを進めております。

次に「外国人市民に対応できる職員の育成」があります。これは窓口対応にて、実際に外国人市民の母語で対応できる職員の把握・資格取得支援等が含まれます。市では令和2年度に電話通訳サービスを導入したこともあり、今後は多言語・やさしい日本語での対応等の庁内研修・自主研修支援の実施を検討します。

三つ目に「新たな相談手法の検討」があります。他自治体の先行事例や相談者のニーズを踏まえ、オンライン相談などの新たな相談のあり方を検討する必要があります。

岡村委員長

以上で1-1-1から1-1-3について事務局より説明がありました。内容を踏まえて、何か質問はございますか。

関本委員

確認がございます。1-1-2の3つ目について、事業者が実施する日本語教育の支援とは具体的にどのようなことを想定していますか。

事務局  
(課長)

ご質問ありがとうございます。ここはご意見をいただきたいと考えていたところでございます。そもそも外国人を雇用されている事業者の方が困っているのか、支援を必要としているのか、実態を市では把握できていない状況です。この点について皆様から情報があれば共有していただきたいと思っております。その上で具体的に何か支援を考えているかのご質問だと思いますが、個別具体的な策はまだ考えておりません。一つは雇用者向けのやさしい日本語の周知を考えておりますが、そうした点について情報をお持ちの方がいましたら、この場でご意見頂きたいと思っております。よろしくお願いいたします。

岡村委員長	<p>ありがとうございます。ただ今事務局より説明頂いた内容に対する回答や、他にご意見ある方はいらっしゃいますか。</p>
関本委員	<p>日本語教室に実習生も来ていますが、企業は自分たちで何をしようとするのではなく、企業活動にとって有利であるから実習生の日本語能力を高めて欲しいと考えています。事業者を集めてやさしい日本語講座は難しいと思われます。</p>
入野委員	<p>「事業者が実施する日本語教室の支援」においてです。弊社でも外国人社員を雇用していて、日本人側も外国人側も言語の研修が必要という認識があります。その中でも会社で使う専門的な用語などに特化した日本語教室や英語教室を求めている部署が多いです。自治体で提供している日本語教室とは変わってくると思いますが、基本的なビジネスマナーなどを学ぶ機会が日本語教室であったら良いのではないかと思います。</p> <p>また「1-2-2 日本語教室の充実」について質問があります。「1-2-1 子どもが安心して教育を受ける環境整備」に重なるかもしれませんが、日経新聞で外国人児童の受け皿が特別支援学級になっているというニュースを見ました。学校を通して日本語教育のニーズの掘り起こしをする必要があるのではないのでしょうか。推進体制のところに教育関係が入っていませんでしたが、子どもに対する日本語教室やその親を対象とした日本語教室も1-1-2に入るのでしょうか。</p>
岡村委員長	<p>今のご質問について、事務局は説明をお願いします。</p>
事務局 (課長)	<p>まず、関本委員のご意見についてお答えします。行政が行う日本語教室に行くようにとの意識が事業者側は高いとのことについて、こちらでは把握できておりませんでした。頂いた意見を踏まえてどのように表現できるか考えていきたいと思ひます。情報ありがとうございます。</p> <p>次に入野委員のご意見について2点回答いたします。専門的な用語や知識が必要となる場合、行政で実施するのは難しいと思われます。日常会話や一般的な社会のルールなどを担うのがその役割となるのではないかと考えられますが、市としてやるべき点が分かるように整理をしていきたいと思ひております。</p> <p>もう1点の教育につきまして、1-2-1は言葉より勉強のフォローという面もありますが、1-1-2については1-2-1と曖昧な点もあるので、この後ご説明することと合わせて考えていただきたいと思ひます。</p>
関本委員	<p>補足よろしいでしょうか。国際交流協会は子どもの日本語について、AGA子ども教室を市民協働推進課の提案を受けて実施しています。子どもが安心して教育を受けるためには言葉が必要であり、日本語ができないと授業内容を理解できないまま6時間の授業を受けることとなります。日常会話は1年でできるようになりますが、教室言語は6年かかると研修で言われました。教育委員会と協力して、そういった子どもを集めて支援していく必要があると思ひます。</p>
岡村委員長	<p>子どもに関する教育についてご意見が出ましたが、コミュニケーション</p>

支援については以上でよろしいでしょうか。引き続きこの後ご説明頂いたうえでご意見頂けたらと思います。

それでは次に「施策1-2-1 子どもが安心して教育を受ける環境整備」から「施策1-2-3 日常生活にかかる環境整備」まで事務局より説明をお願いします。

事務局  
(平田)

先ほどと同様に上から順に確認していきます。まず「施策1-2-1 子どもが安心して教育を受ける環境整備」の『「取り出し指導」の充実について』です。これは日本語が得意ではない外国人児童生徒に対し、他生徒とは別に日本語指導を行う取り組みです。日本語指導が必要な外国人児童生徒数が増加傾向にある中、今後も外国人児童生徒の適応指導や日本語指導の取り組みを引き続き行う必要があると判断しました。

次に『「高校進学ガイダンス事業」の紹介』です。これは埼玉県・埼玉県国際交流協会・埼玉県産業文化センター共催の外国人住民向け高校進学ガイダンス事業の紹介を行うものです。外国にルーツを持つ子どもやその保護者を対象に、高校入試制度・試験までの過ごし方・県内の学習支援団体の紹介などを実施します。

また「乳幼児や放課後児童の育成計画」では、保育所や学童保育所に通う外国人児童に対し、やさしい日本語やローマ字の使用・通訳者の派遣を行います。

4つ目の「国際理解教育の指導方法に係る研修の充実」では、国際理解教育の指導力向上を目指し、ALTとのチームティーチング（共同授業）や教師を対象とした夏季研修を行います。各校に配置しているALTをより活用するため、教師のコミュニケーション能力を向上することを目的としています。

施策1-2-1の最後として、新規に「学習支援活動、日本語補習の実施」を挙げます。これは就学直後で言葉の壁等により学校になじめずにいる外国人児童に対して、諸団体と連携しながら学習補助を実施する取り組みです。特に上尾市国際交流協会や聖学院大学で学ぶ同じ外国出身の方の支援の協力のもとで、児童や先輩外国人双方が多文化共生に関わる意識の推進に繋げる内容を想定しております。

次に「1-2-2 医療・保健・福祉にかかる環境整備」を上から確認していきます。

まず「医療機関における多言語情報の提供」では、医療現場における多言語対応の実態を把握し、必要に応じて多言語情報の提供を促していくものでございます。

次の「子育て情報の多言語化」では、妊娠・出産・育児を行う外国人市民に対し、子育てに関する情報をできるだけ多言語で提供するものでございます。

「感染症流行時における多言語での情報提供」について、コロナ禍では情報面で孤立する恐れのある外国人市民に対し、ワクチン接種やその予約方法等必要な情報を多言語化し、通知やHP等有効なツールを用いて提供する体制を整備いたしました。今後も同様の事態が発生する可能性があることから、新たに盛り込むことにいたしました。

次の「国民健康保険・後期高齢者医療・国民年金の個別対応の充実」は、国民健康保険や国民年金等日本の福祉制度の周知と理解向上を目指す取



り組みです。外国人市民の高齢化に伴い福祉サービスの需要が今後ますます見込まれる中、必要な時に必要な支援を享受し、誰もが安定した生活を送れるような環境を確保する重要性から設けました。

1-2-2最後の「介護保険制度の個別対応の充実」は、外国人市民の高齢化に伴い必要となる介護保険制度の周知・理解向上の促進を目的としております。先ほど申し上げました「国民健康保険・後期高齢者医療・国民年金の個別対応の充実」と設置背景を同じくしております。

以上が1-2-2の項目です。最後に「1-2-3 日常生活にかかる環境整備」を上から確認していきたいと思っております。

一つ目の「暮らしに関する図書資料の充実及び多言語での読み聞かせイベントの実施」は、外国語による資料・情報誌の充実と、外国人市民による多言語での読み聞かせの取り組みを指します。外国人親子の交流の場かつ日本人親子の異文化交流の場として、諸団体と連携した実施を検討しております。

二つ目の「転入に伴う生活情報の多言語化」では、転入してきた外国人市民に対してお渡しする「ウェルカムフォルダー」の多言語化を想定しております。このウェルカムフォルダーにはごみ出しマニュアルや自治会の案内等上尾市で日常生活を送る上で必要となる様々な情報が含まれています。外国人市民の国籍の多様化を鑑み、必要な言語に対応した資料の作成を行います。

三つ目の「外国人市民のための勉強会の開催」では、日本の税金や年金制度を扱った講座や、就職支援講座を開催いたします。先輩外国人市民や日本人ボランティアが情報を必要とする外国人市民に対し、やさしい日本語や翻訳で情報提供を行うものです。

四つ目の『「県多文化共生キーパーソン」の活用』は、多文化共生キーパーソンや地域の民生委員と連携をとりつつ外国人市民の生活を支援する取り組みです。埼玉県多文化共生キーパーソンは知事から委嘱を受け、外国人住民と県や市町村などとの橋渡しをしていただく方々を指します。地域の多文化共生を推進するため、行政情報などを外国人住民に提供したり、生活相談にも応じていただくことをその役割として担っております。上尾市では現在4人の方をキーパーソンとして登録しております。

新規として取り組む項目の一つ目である「外国人住民向けごみ出しマナーの啓発と周知」では、資源やごみの分別方法等について多言語に翻訳し、パンフレットやICTを活用して情報提供を行います。また、ゴミ捨て場に多言語の看板等を設置し、マナーの啓発を促す取り組みなども検討します。

最後に「多文化情報コーナーの整備・運営」です。これは防災や医療等行政から発信された情報をコーナーとして設置・保管し、利用者同士も情報交換できる仕組みの構築を考えております。日常を飛び交う情報の更新スピードが増して判断が難しくなる中でも、必要な方が適切な情報にたどり着けるようなアーカイブ的役割を担えればと構想しています。

なお「2 生活支援」につきまして、会議前にご意見の提出が1件ございましたので、この場でお伝えいたします。八木委員より「今後外国人の高齢化に伴い失業などによる困窮に関するものが、見当たらない様に思いましたがいかがでしょうか。」との案を頂きました。

岡村委員長	八木委員、ご提出された意見についてご説明をお願いします。
八木委員	年金や保険、介護保険については体系に書いてあるのを見ました。包括支援センターの仕事にも含まれるのかもしれませんが、高齢化に伴って収入が減ったり、失業したりすることがあります。そういった外国人を社会福祉協議会など他団体へ繋ぐことも必要ではないでしょうか。そのような内容を計画に入れると良いと思います。このコロナ禍の中で外国人の給付の申請も増えているとの情報も頂きましたので、お聞きした次第です。
事務局 (課長)	ご意見、ごもっともだと思います。外国人に対しても生活保護も含めたセーフティーネットが課題だと思います。今回頂いた意見を計画に盛り込めるか検討をしていきたいと思っています。社会福祉協議会の石川委員、ご意見ありますか。
石川委員	八木委員よりお話があった通り、現在外国人市民、日本人市民に関わらずコロナの影響により収入が厳しい状況であり、社会福祉協議会では通常の支援貸付だけではなく特例貸付などで対応している状況でございます。1-1に関わることで、貸付の申請手続きで言語が通じず苦労しています。感染対策として直接会わずに申請するようという県から指示もあり、郵送での対応も相まってさらに意思疎通が厳しい状況です。6月末までの期限付きだった特例が2か月延長になるなど、まだまだ社会福祉協議会で対応していくことがあります。
岡村委員長	他にご質問、ご意見いかがでしょうか。 無いようでしたら先ほど出ていた子どもの教育に関して、龍前委員いかがでしょうか。
龍前委員	全く日本語が話せない状態で学校に入ってくる外国籍の生徒もいます。日本語指導員に来てもらっていますが、週に1回程度で時間が足りないという課題があります。また今私の学校には中国の生徒とネパールの生徒がいますが、中国の生徒に対しては中国語が話せる指導員がいて、短い時間ながらも効果を出せている一方で、ネパールの生徒に対しては母国語で教えられる人がいないため、母国語で教えるより効果が低いと感じる現状があります。 子どもなので日常会話の習得は早いですが、学習面ではそうはいかないのが現状です。学習面が身につけていないのに進級してしまいます。日本語学習の時間が圧倒的に足りていません。
岡村委員長	他にはございませんか。では、いただいたご意見は今後に活かしていきたいと思えます。ありがとうございました。 最後に「3 災害への備え」における「1-3-1 災害時における情報伝達手段・支援体制の整備」と「1-3-2 防災意識の啓発」について、事務局より説明をお願いします。
事務局 (平田)	「3 災害の備え」についてご説明いたしますが、現在上尾市では地域防災計画の改定作業を進めておりますので、最終的にはその計画との整合

性をはかる必要がございます。そのため今回の体系に挙げた項目はあくまで現時点での構想であることにご留意ください。それを踏まえまして、これまでと同様に1-3-1の上から確認していきます。

最初の「避難所における多言語による情報提供」では、避難所にて発信される情報を多言語・やさしい日本語に対応していく取り組みを指します。災害対応に不慣れな外国人市民の方々に、この後に触れる支援対応マニュアルに沿って適切に提供します。

次の「多言語による救急・消防通報の対応力の向上」では、平成31年度に導入した三者同時通訳の周知・理解の向上を目指します。三者同時通訳とは、外国人からの119番通報時や外国人のいる救急現場での活動時等において、迅速かつ的確に対応するため、電話通訳センターを介して、24時間365日主要な言語で対応するものを指します。総務省消防庁でも「三者間同時通訳」や「多言語音声翻訳アプリ（ボイストラ）」の導入を推進しており、上尾市もその対応に取り組んでおります。

また「災害・防災情報の多言語・やさしい日本語での提供」では、国や県等が作成した多言語情報の提供を行います。現在も埼玉県国際交流協会が開催する「災害時多言語情報センター運営訓練及び事前会議」等にも参加しておりますが、自治体国際化協会や気象庁等多言語による文字情報の提供が可能な機関からの情報を外国人市民に届ける体制を検討していきます。

次の「広域避難場所標識の多言語化」は、広域避難場所標識の多言語化を推進するものです。居住する場所に対応する避難所の情報を予め認識し、また災害時の避難をスムーズにするための施策として想定しております。

「災害時の外国人への支援対応マニュアルの作成」では、避難所等に避難した外国人に対し、適切な配慮を行うためのマニュアル作成を行います。具体的には「コミュニケーション支援ボード」や「多言語表示シート」を活用し、やさしい日本語でゆっくりとコミュニケーションを行う等を内容として想定しております。

最後「長野県上田市との防災協定に基づく災害時の人材派遣」についてですが、防災協定を締結している自治体が複数ございますので、項目に載っております上田市との表記は後程取り消しさせていただきます。内容といたしましては、上尾市と防災協定を結んでいる都市と、震災時に外国人対応可能な人材支援を双方で行うことができないか検討するものでございます。

以上が1-3-1の内容です。次に「1-3-2 防災意識の啓発」をこれまでと同様に上から確認したいと思います。

まず「防災マップの多言語化」は、上尾市で作成している防災マップを外国人市民向けに多言語で作成しようとするものです。防災マップは日本で発生する可能性のある災害や、災害が発生した時の対応、非常持ち出し品リスト等についてまとめたものでございます。現在は外国人市民が転入した際に渡すウェルカムフォルダーの中に英語併記の防災マップを入れて対応しております。

次の「外国人向け防災事業の実施」では、地域の防災教室・イベントでの外国人防災啓発の実施を検討しております。地震や洪水等日本の災害について外国人が事前に把握し、また日本人も外国人対応方法や課題を意識する場として機能する機会を作ります。

	<p>また「地域の防災訓練への外国人住民の参加促進」では、自治会や自治防災会などと連携し、災害時に必要な知識を習得できる訓練に外国人を結びつけます。</p> <p>最後に「外国人市民による災害時の支援活動」です。これは日本の生活習慣や文化に理解が深い留学生をはじめとする外国人市民の方々に、外国人被災者への通訳・翻訳支援等避難所における支援活動で活躍して頂くものです。学んできた語学や生活習慣への理解を活かし、災害時の共助の意識の向上を促す取り組みとして構想しております。</p>
岡村委員長	<p>以上で1-3-1から1-3-2について事務局より説明がありました。内容を踏まえて、何か質問はございますか。</p> <p>危機管理防災課の鈴木委員はご意見ありますか。</p>
鈴木委員	<p>今回の体系を見て、新規での取り組みが増えていると理解しております。危機管理防災課が地域防災計画の見直しを行っておりますが、危機管理防災課単独で行うもの、予算が伴うものや、計画と整合性がとれていないものが生じている実情でございます。そのため今後市民協働推進課と議論させて頂きながら、地域防災計画の改定と合わせて推進していければと考えております。取り組みとしての必要性は認識しておりますけれども、実現できるか、また計画にどう盛り込むかについては市民協働推進課と協議をして委員の皆さまに提示させていただきたいと思っております。</p>
岡村委員長	<p>商工課の荒井委員ご意見ございますか。</p>
荒井委員	<p>1-3-2「地域の防災訓練への外国人住民の参加促進」とは事業者単位での参加を想定しているのでしょうか。</p>
事務局 (課長)	<p>資料②-2の推進体制の担当課とまだ調整ができていない部分もあります。事業者単位で考えていますが、今後調整していきたいと思っております。</p>
荒井委員	<p>今年度、中小企業サポートセンターというものを上尾市と商工会議所で連携して立ち上げております。その中で災害時の事業継続計画（BCP）なども始まっておりますので、この中に外国人市民と関わりを盛り込んでいく方向性も必要もあるかと思っております。地域防災計画との関連もあると思っておりますので、このあたりはまた一緒に詰めさせて頂ければと思います。</p>
岡村委員長	<p>ありがとうございます。その他にご意見等ございますか。</p> <p>まだ時間があるようですので、まだご発言されていない方でご意見ございますか。無いようでしたら、事務局のほうからご説明などありますか。</p>
事務局 (課長)	<p>冒頭でご説明しました通り、資料②-2の緑の箇所は新規の取り組みになります。医療・保健・福祉、あるいは災害に関わるところが新規の取り組みとして多くなってはおりますが、外国人の高齢化が進む時代の流れを受け、今まで行っていない取り組みが必要との意味を込めて新しく追加した次第です。災害につきましても、国の改訂も踏まえて国でも手厚く支援策を打ち出しているため、上尾市でも計画に盛り込んでいこうと思っていま</p>

	<p>す。皆さまご意見頂きありがとうございました。頂いたご意見を踏まえて次回、また案をお示ししたいと思っておりますので、よろしくお願いいいたします。</p>
関本委員	<p>折角2か月に1回委員が集まっているので、1回くらいは少なくとも職員以外の委員からご意見をもらったほうが良いのではないのでしょうか。</p>
岡村委員長	<p>時間があるので、ご意見いただこうかと思っておりますが事務局いかがですか。</p>
事務局 (課長)	<p>ご意見ありがとうございます。貴重なお時間を割いて出席頂いているので、皆さまにご意見頂けたらと思っております。90分と時間が決まっているので、時間配分に気を付けながら次回から皆さま一度はご意見いただくということでもよろしいのでしょうか。</p>
関本委員	<p>はい、それで良いと思えます。</p>
岡村委員長	<p>萩原委員がまだご発言頂いていなかったもので、ご意見うかがってもよろしいのでしょうか。</p>
萩原委員	<p>私も基本理念は分かりやすいものが良いのではないかと思います。体系は資料からでは把握しきれなかったところがありましたので、事前に議題などわかっていれば予習ができたかと思えます。</p>
事務局 (課長)	<p>事務局から2点申し上げます。まず次回からは会議の時間配分等も含めまして、皆さまからご意見を賜るような段取りで組んでいきたいと思えます。また事前に議論する内容が分かればということに関しては、こちらも詳しく分かる資料を提示するよう努力致します。この後ご署名頂いた後に会議録をお送りしますので、復習の形にはなりますが引き続きよろしくお願いいいたします。</p>
岡村委員長	<p>全ての議事を終了したため、事務局に議事進行をお返しします。</p>
事務局 (平田)	<p>ありがとうございます。それでは今日の会議について、岡村委員長より総評を頂きたいと思えます。よろしくお願いいいたします。</p>
岡村委員長	<p>本日は皆様にご意見を伺うことができず申し訳ありませんでした。時間配分に気を付けて今後は皆様にご発言いただこうと思えます。</p> <p>皆様の意見を聞いて気になったところをいくつか申し上げます。こどもの教育は現在携わっている方もいらっしゃいますが、今後生きていく上で必要な知識などを教育委員会と協力して外国人の子どもに教える環境を整えていく必要があると思えました。</p> <p>子どもの就学支援に関しては、外国人の場合不就学の子どもがでる可能性があります。上尾市ではどのような対応をされているのかということと、不就学0を目指して頂きたいと思えます。</p> <p>高齢化による課題は今後も増えていくと思えますので、支援を進めていく必要があると思えます。</p>

防災に関しては新型コロナウイルスと関連するところもあるかと思  
いますので、合わせて考えていければよいのではと思います。以上です。

事務局  
(平田)

ありがとうございました。それでは次第(5)今後の予定についてお伝  
えます。次回の第5回上尾市多文化共生推進計画策定委員会の日程です  
が、8月19日(木)10時から開催を予定しております。会場は今回と同  
様にオンラインとさせて頂きたいと考えております。8月の会議では本日  
頂きました意見を反映させた内容と、体系(案)の「基本目標2 活躍で  
きるまち」「基本目標3 助け合い、発展するまち」の施策を検討する予  
定です。

本日も委員の皆さまから活発な議論を頂きありがとうございました。次  
回は8月ということで次第に暑さが厳しくなっていく時期になるかと思  
いますが、皆様のご健勝をお祈りいたしまして、第4回の会議を終了さ  
せて頂きます。大変ありがとうございました。